

毎週火、金曜日発行（但休日に当たると翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の解除予定
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
結核予防法による医療機関の指定
町営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧
肥料の検査結果
土地の立入の許可
土地の公用廃止
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇雑報 鳥取食糧事務所那家出張所等の管轄区域の変更
- ◇正誤 昭和三十九年九月一日付け鳥取県告示第五百九号中訂正

告示

鳥取県告示第五百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四―四四九

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第

三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第3百六十三号）第一条第一項の規定に準じ次のとおり告示する。

昭和三十九年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名所 在 地 同上受理年月日

百村歯科医院 八頭郡若核町一八〇 昭和三十九年 六月二十七日

ノソ医院 岩美郡国府町宮の下 〃 七月二十五日

だるま薬局 鳥取市東町三丁目 〃

鳥取県告示第五百三十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第二項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和三十九年 野口内科 米子市角盤町四 野口 哲夫

九月一日 丁目五番地

鳥取県告示第五百三十四号

昭和三十九年七月二十九日付けで八頭郡郡家町から申請のあつた土地改良（下峰寺農道橋改良）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年九月十四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人はこの告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

(五—六月分)

肥料の種類	保証 票 添 付 者
硫酸アンモニア	宇部興産株式会社
塩化アンモニア	徳山曹達株式会社
過りん酸石灰	帝國化工株式会社
副産りん肥	志村化工株式会社
塩化加理	三菱商事株式会社
第一種複合肥料	住友化学工業株式会社
〃	日産化学工業株式会社
〃	昭和電工株式会社

鳥取県告示第五百三十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年五月から六月までに実施した肥料の検査結果を同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査点数	うち不合格点数	備 考
三	〇	
三	〇	
三	〇	
五	〇	
一一	〇	
一二	〇	
五	〇	

東洋物産株式会社
鳥取県経済農業協同組合連合会
倉吉市農業協同組合
大栄町農業協同組合
加藤製油所
鳥取県経済農業協同組合連合会

三
一一
一二
九
三
三

○
○
○
○
○
○

鳥取県告示第五百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一
条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、
同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支店

二 事業の種類

電氣に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法
律第三百四十一号）の規定によりその例によるものと

された旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三
号）による電氣事業の用に供する電氣工作物
三 立ち入ろうとする土地の区域
鳥取市大寺屋、新田、湖山
四 立ち入ろうとする期間
昭和三十九年九月 十日から
昭和 四十年五月三十日まで

鳥取県告示第五百三十七号

次の土地は、昭和三十九年九月三日から公用を廃止し
た。

昭和三十九年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目面 積

米子市加茂町二丁目八一番地先 水路敷 二三坪三合七勺

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第
十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政
党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、
同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和三十九年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する
第18条の規定による報告書

2 昭和38年 7月 1日から
昭和38年12月31日まで
ただし、下記団体の期間は、次のとおりである。
日本社会党鳥取県本部
昭和38年10月24日から昭和38年12月3
1日まで

3 報告書の要旨

00326

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入 又は附寄の額	1年1,000円 以上の寄附		1年500円 以上の寄附		支出の総額	1年1,000円 以上の支出		1年500円 以上の支出		報告書受 理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
生田 肇 治 後 援 会	26,700	-	-	-	-	17,886	-	-	-	-	39. 1. 11
虎 林 会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 24
自由民主党鳥取県支部連合 会	4,196,104	5	950,000	2	236,500	4,172,199	1591	305,579	-	-	" 17
自由民主党岩井支部 会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 13
全日本農民組合鳥取県連合 会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" "
全国たばこ新作者政治連盟 鳥取支部	440,200	-	-	-	-	459,250	6	252,230	-	-	" 18
" 米子支部	767,306	-	-	-	-	572,150	3	321,500	-	-	" "
鳥取県徳安後援会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 14
鳥取県医師連盟	6,910	-	-	1	6,870	5,680	2	5,680	-	-	" 11
鳥取県議会議自由民主党	175,000	-	-	-	-	240,704	21	240,704	-	-	" 7. 18
日本社会党鳥取県本部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 1. 18
民有林振興協会鳥取県支部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 4. 1
民主社会党鳥取県支部連合 会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 1. 29
国鉄動力車労働組合米子地 方本部	280,744	-	-	-	-	280,590	16	124,590	2	1,000	" 9. 2

00327

4 主たる寄附者及び支出		1 自由民主党鳥取県支部連合会		1 自由民主党鳥取支部連合会		1 自由民主党鳥取支部連合会	
寄附者	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職	業	住所又は主たる 事業所の所在地	業
政党、協会その他の団体名	950,000円	5件	自由民主党			東京都千代田区	
1 自由民主党鳥取県支部連合会	150,000	1	中原 善一	国会議員	"	"	
	86,500	1	木島 公之	県議会議員	"	鳥取市	
II 支出		1 自由民主党鳥取支部連合会		1 自由民主党鳥取支部連合会		1 自由民主党鳥取支部連合会	
支出の総額	件数	支出の目的	支出の総額	件数	支出の目的	支出の総額	件数
203,000円	16件	人件費	21,929	6	旅費	138,520	12
		印刷費	5,230	3	通信運搬費	22,550	6
		消耗品費	3,000	1	備品費	42,000	24
		借家料	60,000	6	借家料	60,000	6
		役員費	61,113	5	役員費	61,113	5

232,446	19	選挙対策費
31,481	7	教育宣伝費
222,320	29	青年婦人部会費
179,100	5	銀行返済金及利息
82,890	20	雑費
2,300	1	印刷費
38,230	2	旅費
206,700	2	拠出金
5,000	1	雑費
314,800	1	拠出金
1,700	1	会議費
5,000	1	雑費
2,680	1	旅費
3,000	1	印刷費
12,000	6	人件費
3,000	1	広告料
121,704	9	会議費
104,000	5	雑費

12,800	5	旅費
91,590	7	支部交付金
20,000	4	陣中見舞
800	1	食糧費
200	1	通信運搬費

雑 報

正 誤

鳥取食糧事務所郡家出張所及び船岡出張所の管轄区域を次のとおり変更した。

昭和三十九年九月一日付鳥取県告示第五百九号中次の誤記を訂正したの正誤である。

- 昭和39年9月11日 鳥取食糧事務所長 前田賢治
- 1 郡家出張所
変更年月日 昭和39年9月1日
新管轄区域 郡家町(郡家町農協)
 - 2 船岡出張所
変更年月日 昭和39年9月1日
新管轄区域 船岡町(船岡町農協)

正 誤 正
頁 九 一三三 西 一三三 会見
行 九 一三三 西 一三三 会見
頁 五